

議案第 1 号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定するものとする。

令和 7 （2025）年 2 月 21 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
病院等	医療法人社団友志会 介護老人保健施設 ぶどうの舎	栃木市大平町富田5-232

調 査 年 月 日	令和7(2025)年 2 月 4 日		
施 設 名 (ふ り が な)	かいごろうじんほけんしせつ 介護老人保健施設 ぶどうの舎 いえ		
所 在 地	(〒 329－ 4404) 栃木市大平町富田5-232 (電話 0282－21－8833)		
開 設 者	医療法人社団友志会		
施設の長の職氏名	職名	施設長	氏 名 小坂高洋
同職務代理者の職氏名	職名	事務長	氏 名 飯塚浩史
事 務 長	飯塚浩史		
開 設 年 月 日	平成26 (2014) 年 7 月 1 日		
定員等の数 (単位)	100 名		
入所 (院) 者の状況	1 住所等 ① 18歳以上の者 ア. 地元市町村内 75 名 イ. 県内他市町村 18 名 ウ. 県外 2 名 計 95 名 ② 18歳未満の者 0 名 合計 95 名 2 心身 (歩行困難者、認知症や視力障害者等) 等の状況 歩行困難者 75 名 (うち車いす利用者 75 名) 視覚障害者 1 名 (うち点字利用者 0 名) 認知症患者 74 名 3 平均年齢及び平均入所期間 平均年齢 83 歳 平均入所期間 6～7ヶ月 程度 4 施設全体において投票可能と思料される者 10 名		
職 員 構 成	1 日中の勤務人数 平日 13 人、土日 11 人 (事務従事者5名程度を除く) 2 主な職種の人数、常勤・非常勤の別 施設の長 1 名 医師 1 名 (うち非常勤 0 名) 看護職 12 名 (うち非常勤 2 名) その他 0 名 事務長 1 名 事務職 5 名 (うち非常勤 1 名) 介護職 27 名 (うち非常勤 0 名) 合 計 46 名		
投票を記載する場所	2 階 (談話コーナー)	20	m ²
指定を受ける意思	有		

不在者投票を行うことができる施設

R7(2025).2.5現在

施設類型	施設の設置根拠	指定区分	指定施設数	対象施設数	備考
病院		選管	156	182	
病院	医療法		98	107	
介護老人保健施設	介護保険法		55	63	
介護医療院	介護保険法		3	12	
老人ホーム		選管	199	642	
養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4		8	10	
特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5		164	237	
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6		13	26	
有料老人ホーム	老人福祉法第29条		14	127	※指定施設数にはサービス付き高齢者向け住宅を含む。
老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3		－	242	短期入所生活介護事業のみの施設はすべて定員50人未満(※老人ホーム(入所)と併設)
原子爆弾被爆者養護ホーム		選管	0	0	
国立保養所		政令	0	0	
身体障害者支援施設		選管	9		公選法施行令50条において「専ら身体障害者を入所させる施設」との限定があり、名簿等による施設数と指定対象施設数が必ずしも一致しないため斜線を引いています。
身体障害者福祉施設	障害者総合支援法第5条		9		
福祉ホーム	障害者総合支援法第5条		0		
保護施設		選管	2	2	
救護施設	生活保護法第38条		2	2	
更正施設			0	0	
刑事施設		政令	5	5	
留置施設		政令	19	19	日光、大田原、矢板、那須烏山、茂木、那珂川警察署(留置施設閉鎖)を含む
少年院		政令	1	1	
少年鑑別所		政令	1	1	
婦人補導院		政令	0	0	
計			392	852	

(注) 令和7(2025)年2月5日現在の施設数

議案第 2 号

栃木県情報公開条例施行規程の一部改正について

栃木県情報公開条例施行規程（平成 12 年栃木県選挙管理委員会告示第 20 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7（2025）年 2 月 21 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県情報公開条例施行規程の一部改正について

令和 7（2025）年 2 月

1 改正の趣旨

栃木県情報公開条例施行規程の押印義務が求められている一部の手続について、処分に該当しないものがあることから、当該様式について所要の改正をするものである。

2 改正の概要

以下の様式から公印の押印欄を削除する。

- ・別記様式第 5 号（決定期間延長通知書）
- ・別記様式第 6 号（法定期限特例適用通知書）
- ・別記様式第 7 号（事案移送通知書）
- ・別記様式第 8 号（意見照会書）

3 施行期日

公布の日から施行する。

○栃木県情報公開条例施行規程の一部改正

栃木県選挙管理委員会告示第 号

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県情報公開条例施行規程（平成12年栃木県選挙管理委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。
別記様式第5号から別記様式第8号までの規定中「図」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和6(2024)年度 栃木県明るい選挙推進運動 事業実績

※ ○付き数字の事業は若年層の投票率向上推進プラン重点取組事業

I 学校教育等における主権者教育の推進

凡例 ◎: 予定を上回る ○: 予定どおり △: 予定を下回る ー: 評価不可

	事業項目	内容	評価	目標	事業実績	特記事項
①	ポスターコンクール	小学生、中学生、高校生からの作品募集	△	・優秀賞作品選挙啓発活用 4件以上 ・市町におけるポスター作品の活用の働きかけ	・応募件数 1,978件 ・活用件数 3件 ・選挙公報(衆、知事)、親子連れメッセージカードに活用した。 ・会議等において市町におけるポスター作品の活用を働きかけた。	・県広報媒体での活用をはじめ、市町における活用を働きかける。
②	選挙啓発出前講座の実施	学校での選挙啓発出前講座の実施・支援	△	・高校、大学等は県、小中学校等は市町が主体的に全県展開を図る。 ・県・市町で実施件数60件以上 ・半数以上の市町で実施	・実施件数 43件 (前年比 -6) ・9市町実施 (前年比 +1)	・県教育委員会と協力し、高校での実施件数の増加を図るとともに、市町において選管と教委との連携協力のもと中学での実施件数増加を図るよう促す。
③	高校生向けオンラインセミナーの開催	選挙や政治への関心向上と参加を促すためのオンラインセミナーの実施	△	参加校数5校以上	・開催日: 9/13 ・参加者: 142名 ・参加校: 1校	・教育委員会を介して参加を募ったものの1校からの応募にとどまった。 ・R7年度は多数の高校が参加できる機会を教育委員会と調整する。
4	高校3年生向けクリアファイル	高校3年生を対象に、投票を呼び掛けるクリアファイルの配布	ー	ー	・配布先: 高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校 ・配布部数: 18,500部	・出前講座での配布など、より効果的な活用を図る。
⑤	親子連れ投票促進メッセージカード	小学校低学年の児童とその保護者を対象に、親子連れ投票を呼び掛けるメッセージカードを配布	○	約55,000部を小学校1～3年生の児童を介して保護者に配布	・配布先: 小学校、特別支援学校(小学部)の1～3年生の保護者 ・配布部数: 51,000部	・配布された親に対するアンケート結果を参考に、保護者の関心をより引く内容を検討する。

Ⅱ 若年層への啓発

	事業項目	内容	評価	目標	事業実績	特記事項
6	とちぎ選挙ユースサロンの開催	20～30代を対象とした参加体験型啓発事業の実施	-	-	・R6衆院選、知事選の啓発動画アンケートを実施 ・参加人数：4名	・設立当時(H27)は大学生や若手社員をメンバーとし、月1回のサロンを開催 ・投票率向上のための新たなアイデア提言を行い、将来的な自主的啓発活動を促してきた。 ・サロンの実績としては、選挙かるた作成、X投票カウントダウンメッセージなどがある。 ・コロナ禍以降の令和2年からは活動が停滞しており、卒業等によりメンバーも減少していることから今後の在り方について検討する必要がある。
7	大学祭等における啓発	大学祭等における啓発用資材配布・投票呼び掛け	-	-	・実施日：11/6,11,12 ・内容：とちぎ選挙啓発サポーターによる宇都宮大学、文星芸術大学、作新学院大学での選挙啓発活動(ポスター掲示、チラシ配布)	・選管として大学祭に積極的に出展し、選挙啓発を行う。
8	若者啓発団体の活動支援	「とちぎ若者選挙推進部(TEP)」の活動を支援(資材貸与等)	-	-	申込みなし	
9	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携し大学における選挙啓発を実施	○	5校以上の大学ポータルサイトでバナー画像、啓発動画掲載	・実施校：5校 ・内容：バナー画像や衆院選・知事選挙CM動画を大学等のポータルサイトで掲出	・今後も継続して実施していく。
⑩	選挙啓発教材の作成【新規】	主に「とちぎ選挙啓発サポーター」(下記Ⅳの23)の加入企業・団体での利用を想定した選挙啓発教材を作成	○	令和6(2024)年度中完成	・令和6年12月完成 ・投票に行く重要性を伝えるバラバラ漫画を活用した動画を制作、出前講座で活用するスライドをリニューアル、企業研修等でも活用できるeラーニング教材を作成した。	・出前講座や企業研修等に活用し、選挙意識の醸成を図る。

Ⅲ 幅広い年齢層を対象とした主権者教育の推進

	事業項目	内容	評価	目標	事業実績	特記事項
11	インターネットを活用した情報発信	啓発動画、GPSデータを用いたデジタルターゲティング広告の配信	◎	・啓発動画配信回数 140万回	・啓発動画配信回数：衆院選147万回、知事選170万回 ・啓発動画配信期間：衆院選R6.10.15～R6.10.26、知事選R6.10.30～R6.11.16	・CMにおけるキャスティングや構成等、若者の関心をより引く内容で作成する。 ・引き続きデジタルターゲティング広告としてより効果的な実施を図る。
12	新聞記事を活用した啓発	下野新聞で年間6回の啓発記事掲載	-	-	・掲載数：6回 ・掲載月：6月、8月、11月、12月、1月、3月 ・内容：選挙啓発記事を新聞に掲載。また、若い世代にも情報が届くようSNSやHPでも公開した。	
13	ラジオ放送スポットCM	FM栃木で20秒CMを放送	-	-	・放送回数：9回（FMとちぎ） ・放送月：5月、6月、8月、9月、11月、12月（2回）、1月に1回、3月に1回	
14	研修会への講師等派遣	市町等が開催する研修会への講師等の派遣	-	-	・研修会名：芳賀郡市町選管連合会研修会 ・開催日：5/14 ・開催場所：真岡市 ・出席者：29名	
15	啓発資材貸出	「めいすいくん」着ぐるみ、DVD等の貸出	-	-	着ぐるみ貸出件数：1件（那須町）	
16	県民の日イベントでの啓発活動	県民の日イベントにおける啓発用資材配布、投票呼び掛け	-	-	・実施日：6/15 ・実施内容：栃木県のキャラクターを用いた模擬投票（とちぎ選挙啓発サポーターによる運営協力） ・投票者数：410名	・県民の日イベントは親子での参加が多いため主権者教育の観点から模擬投票体験は有意義である。 ・次回の県民の日イベントでも実施を検討する。

IV 推進体制の強化

	事業項目	内容	評価	目標	事業実績	特記事項
17	市町選挙管理委員会・ 明るい選挙推進協議 会合同会議	選挙及び啓発に係る 現状等の意見交換、 県市町連携啓発事業 の検討	- -		・開催日：3/6(予定) ・開催場所：自治会館4階大会議室	
18	明るい選挙推進研究 大会	芳賀郡市町選挙管理 委員会連合会と共催 で大会を開催	- -		・大会名：芳賀地区選挙をきれいにする運動推進大会 ・開催日：1/30 ・開催場所：真岡市 ・出席者：約90名	
19	明るい選挙推進指導 員連絡会	希望する市町におい て指導員を対象とし た連絡会を開催	- -		・開催日：①3/3(野木町)、②3/10(小山市)(いずれも予定) ・開催場所：①野木町役場、②小山市役所	
20	市町啓発事務担当者 会議	情報・意見交換を通 じて啓発活動を研究	- -		・開催日：8/6 ・開催場所：本庁8階4会議室 ・出席者：24名	
21	明るい選挙推進協議 会の開催	常時啓発事業計画等 に対する意見の聴取	- -		・開催日：9/10(衆、知事)、3/13(定例)(予定) ・開催場所：選挙管理委員会室(ウェブ会議)	
22	研修会等への派遣	若者リーダーフォーラム (埼玉県) 地域コミュニティフォー ラム(東京都) 明るい選挙リーダー フォーラム(栃木県)	- -		・11/30 若者リーダーフォーラム 欠席 ・1/27 地域コミュニティフォーラム 欠席 ・2/5 明るい選挙リーダーフォーラム 本県開催	
②③	「とちぎ選挙啓発サ ポーター」制度の実施	選挙啓発を自主的に支援 する企業や大学等を「と ちぎ選挙啓発サポーター」と して募集・登録	◎	新規登録数20団体以上	・登録団体数 R6:41(+32) R5: 9	・年度当初から企業・団体に積極的な勧 誘を行い、目標としていた新規登録数20 団体を大幅に上回った。 ・引き続き登録団体数を増やし、企業・団 体における積極的な選挙啓発を促す。

令和7(2025)年度栃木県明るい選挙推進運動要領

栃木県選挙管理委員会
栃木県明るい選挙推進協議会

I 趣 旨

民主主義の基盤である選挙が全ての有権者の参加のもとに明るく公正に行われるためには、県民一人ひとりが政治や行政、選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識を身に付けることが何より大切である。

このためには、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会が中心となって、家庭、学校、地域などが共通認識をもって、啓発活動を展開するとともに、投票しやすい環境を整えることが必要である。

この要領は、明るい選挙推進運動を県民運動として推進するため、令和7(2025)年度における運動目標及び実施事業を定めるものである。

II 運動目標

この運動の推進に当たっては、次の事項を目標とする。

1 投票環境の整備と啓発

- ・有権者のニーズや地域の実情に即した投票環境の充実を図る。
- ・有権者には、主権者としての自覚をもって必ず投票するよう呼び掛ける。
特に、若年有権者に対する呼び掛けに重点的に取り組む。
- ・有権者の属性に応じた手法を用いて、選挙の周知啓発に努める。

2 主権者教育

- ・自ら考え、判断し、行動する主権者像を念頭に、政治や選挙への関心を持つことの大切さを訴えとともに、学習する機会の提供に努める。
特に、児童生徒等の未来の有権者の育成に重点的に取り組む。

3 法令・ルールの遵守と推進体制の強化

- ・候補者、運動員はもとより、有権者にも買収や供応などの違反を起こすことなく、選挙のルールを遵守するよう呼び掛ける。
- ・寄附禁止の啓発の一環として、三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）を推進する。

III 事業計画

令和7(2025)年度の事業計画は次頁のとおりである。

令和6(2024)年度明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)



栃木市立栃木中央小学校 5年
小松原 禪(こまつばら ぜん)さん

令和7(2025)年度 栃木県明るい選挙推進運動 事業計画

※ ○付き数字の事業は若年層の投票率向上推進プラン重点取組事業

I 投票環境の整備と啓発

1 期日前投票の拡充

	事業項目	内容	時期等
①	期日前投票所の投票環境の向上	若い世代、勤労世代が多い都市部での土日開設場所の増加、移動手段に制約のある農山村地域での移動式期日前投票所の促進 【目標】 ○土日開設日の拡大 土日開設日が少ない市町において土日開設割合20% ○移動式期日前投票所の導入 地域の実情に応じて導入	通年

2 選挙時啓発

	事業項目	内容	時期等
2	選挙時の情報発信・啓発	投票日の周知、投開票速報の提供など	随時
	(1) 候補者及び政党への働きかけ	候補者及び政党に対し、明るい選挙実現の協力要請を行う。	
	(2) 各種広報媒体の活用	インターネット、SNS、新聞、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージなど	
	(3) 啓発資材、イベント会場等での啓発	親子連れ投票記念証、懸垂幕、ポスター、チラシ、ステッカーなど	
	(4) 関係機関との連携	市町選挙管理委員会、とちぎ選挙啓発サポーターなど	
③	インターネット、SNSの活用 (2(2)再掲)	栃木県ホームページやSNS等を活用し、選挙情報の発信、選挙周知を行う。 【目標】 [参院選]ターゲティング広告 1,400万回配信、啓発動画 180万回配信	随時
④	親子連れ投票記念証の配布 (2(3)再掲)	親子で投票に来た子どもに記念証を配布	随時

II 主権者教育

1 若い世代

	事業項目	内容	時期等
⑤	明るい選挙ポスターコンクールの実施	小学生、中学生、高校生からの作品募集	5～10月
⑥	選挙出前講座、オンラインセミナーの実施	学校での選挙啓発出前講座の実施・支援、選挙や政治への関心向上と参加を促すためのオンラインセミナーを実施 【目標】 県市町で合計60件以上の実施及び半数以上の市町における実施	随時
⑦	親子連れ投票促進メッセージカード	小学校低学年の児童とその保護者を対象に、親子連れ投票を呼び掛けるメッセージカードを配布	6月
8	大学祭等における啓発	大学祭等における啓発用資材配布・投票呼び掛け、模擬投票体験	随時
⑨	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発	「大学コンソーシアムとちぎ」と連携し大学における選挙啓発を実施	随時
⑩	「とちぎ選挙啓発サポーター」制度の実施	選挙啓発を自主的に支援する企業や団体等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録 【目標】 50以上の企業等登録	随時

2 幅広い世代

	事業項目	内容	時期等
11	新聞記事、ラジオ放送CMを活用した啓発	下野新聞で年間6回の啓発記事掲載、FM栃木で20秒CMを放送	通年
12	インターネット、SNSの活用	栃木県ホームページやSNS等を用いて選挙に関する情報を発信し、選挙意識の向上を図る。	通年
13	啓発資材貸出	「めいすいくん」着ぐるみ等の貸出	随時
14	県民の日イベントでの啓発活動	県民の日イベントにおける啓発用資材配布・投票呼び掛け、模擬投票体験	6月

Ⅲ 法令・ルール of 遵守と推進体制の強化

	事業項目	内容	時期等
15	政治資金、選挙運動の透明性確保	政治資金収支報告書のインターネット公開、明るくきれいな選挙の推進	通年
16	人材の育成	市町等が開催する研修会への講師の派遣等	随時
17	関係機関との連携強化	市町選挙管理委員会など関係機関との意見交換・意識の共有を図る ・市町選挙管理委員会書記長会議 ・市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議 ・明るい選挙推進研究大会 ・明るい選挙推進指導員連絡会 ・市町啓発事務担当者会議 ・明るい選挙推進協議会の開催	通年

令和7(2025)年度 若年層の投票率向上推進プラン重点取組事業

I 惹きつける啓発活動

- (1) 選挙時啓発
 - ・インターネット、SNSの活用(重点取組事業①)
- (2) 社会人
 - ・とちぎ選挙啓発サポーター制度の活用(重点取組事業②)

II 未来の有権者の育成

- (1) 家庭
 - ・親子連れ投票記念証の配布
 - ・親子連れ投票促進メッセージカードの配布
- (2) 学校
 - ・選挙啓発出前講座の実施(重点取組事業③)
 - ・明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施
 - ・高校生向けオンラインセミナーの実施

III 社会総がかりの体制づくり

- (1) 期日前投票の拡充
 - ・若い世代、勤労世代に着目した期日前投票所の拡充(重点取組事業④)
- (2) 学校、企業の協力
 - ・「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発



栃木県選挙管理委員会

重点取組事業① インターネット、SNSの活用

I 「惹きつける啓発活動」

事業の概要

インターネットやSNSを活用し、主に若年層有権者に向けた選挙に関する情報発信を行う。

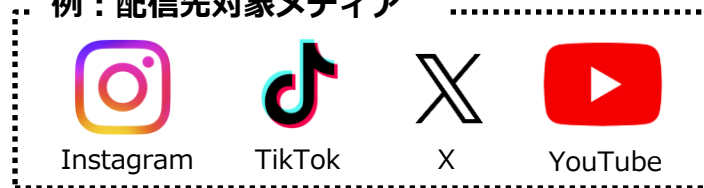
背景

- ・近年、インターネットの普及とともに、オンライン広告の重要性が増している。
- ・若年層はインターネットを頻繁に利用するため、この層に対するターゲティング広告のニーズが高まっている。

内容

- ・若年層が多く利用するメディアを配信先対象とし、ターゲティング広告を配信する。

例：配信先対象メディア



実績・目標

実績（R6衆院選）	：ターゲティング広告	619万回配信、	啓発動画	147万回配信
（R6知事選）	：ターゲティング広告	1,357万回配信、	啓発動画	170万回配信
目標（R7参院選）	：ターゲティング広告	1,400万回配信、	啓発動画	180万回配信



R6 衆院選 デジタルバナー



R6 知事選 デジタルバナー

重点取組事業② とちぎ選挙啓発サポーター制度の実施



I 「惹きつける啓発活動」



III 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

選挙啓発を自主的に支援する企業や団体等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録し、若年層社会人等への投票促進を図る。

背景

- ・ 若年層の社会人等に向けた「惹きつける啓発活動」→企業や団体等を介しての実施が効果的
- ・ 県が登録することで、企業や団体等が自主的な選挙啓発活動に取り組みやすい環境構築を促進する。
- ・ 社会貢献の側面から企業や団体等のイメージアップにつながる。

内容

- ・ 投票参加の重要性を認識し、選挙啓発活動に取り組む企業や団体等を登録する。
- ・ 【登録企業等に求める取組例】
選挙出前講座の実施、施設内における啓発ポスター掲示、ホームページやSNSにおける電子バナー等掲出、期日前投票の推奨・呼び掛け など
- ・ 登録した企業や団体等の一覧や取組については選挙管理委員会のホームページやSNSで公開する。

実績・目標

実績：41企業等登録（令和7年1月31日現在）
目標：50以上の企業等登録

登録数の推移（件）		
R 5	R 6	R 7（目標）
9	41（+32）	50（+9）

※1（）書きは前年から増加した件数
※2 令和7年度末での登録企業等の目標を50以上としている。

重点取組事業③ 選挙啓発出前講座の実施

Ⅱ 「未来の有権者の育成」

Ⅲ 「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

学校等を対象とした選挙啓発出前講座を実施して、受講した生徒等の選挙制度への理解を深め、選挙の大切さを伝えるとともに、主権者として選挙への主体的な参加を促す。

背 景

- 平成27年の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主に新有権者となる高校生を対象として選挙啓発出前講座を開始した。
- 学校の生徒会役員選挙の投票日に併せて実施するなど、学校等と連携・協力して実施してきた。

内 容

- 選管職員が学校に赴き、選挙に関する講義や模擬投票を行う。
- 学校等の希望に応じて、同年代の講師による講義や体験を重視した模擬投票を実施する。
- 講義の合間には、選挙に関するクイズを出題したり、動画を上映したりすることで、受講者の関心を引く構成で実施する。

実績・目標

実績：右表のとおり（令和7年1月31日現在）。
目標：県市町で合計60件以上の実施及び半数以上の市町における実施

県出前講座・市町出前授業の実施状況（件）

	R5			R6		
	県	市町	計	県	市町	計
小・中学校	0	20(13)	20(13)	1(1)	10(5)	11(6)
高校・大学	20	9	29	15	11	26
その他	0	0	0	0	6	6
合計	20	29(13)	49(13)	16(1)	27(5)	43(6)
実施市町数	8			9		

※()書きは租税教室など他部署とタイアップした件数（内数）

重点取組事業④ 期日前投票の投票環境の向上

Ⅲ「社会総がかりの体制づくり」

事業の概要

期日前投票の投票環境を充実させ、有権者が投票しやすい環境を作る。

背 景

- ・期日前投票が有権者に定着し、投票者に占める割合が3～5割に増加
- ・これに伴い、当日投票者が大きく減少し、過疎地域等における立会人確保難等も相まって、当日投票所の集約化、開設時間の短縮が図られている。

内 容

- ・若い世代、勤労世代の多い都市部において期日前投票所の土日開設日数を拡大する。
- ・ショッピングセンターなどの集客施設や高校・大学等を活用するなど、工夫を凝らす。
- ・農山村地域など高齢者が多く交通手段に制約のある地域において、移動式期日前投票所の導入検討を促す。

実績・目標

○土日開設日の拡大

実績（R6衆院選）：開設密度 県平均 1.1 土日開設割合 県平均16.3

目標（R7参院選）：県平均値を目安に土日開設日数を増やす

注 開設密度：有権者1万人当たりの土日開設日数

土日開設割合：延べ開設日数に占める土日開設日数の割合

○移動式期日前投票所の導入

実績：2か所（R6衆院選）

目標：地域の実情に応じて導入

Ⅱ

「未来の有権者の育成」

(1) 家庭

- ・ **親子連れ投票記念証の配布**

- └ 親子連れ投票を体験したことの記念となる「親子連れ投票記念証」を作成し、投票所で配布する。

- ・ **親子連れ投票促進メッセージカードの配布**

- └ 親子連れ投票を呼び掛けるメッセージカードを作成し、小学校低学年の児童の保護者に配布する。

(2) 学校

- ・ **明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施**

- └ 小学生、中学生、高校生を対象としたポスターコンクールを実施する。

- ・ **高校生向けオンラインセミナーの実施**

- └ 高校生を対象に選挙や政治への関心の向上と参加を促すため、オンラインセミナーを実施する。

Ⅲ

「社会総がかりの体制づくり」

(2) 学校、企業の協力

- ・ **「大学コンソーシアムとちぎ」と連携した選挙啓発**

- └ 大学等の学内ポータルサイトを介して、若年有権者を含む学生に向けた期日周知等を行う。

栃木県内市町の期日前投票所の設置状況(2024年10月27日執行衆議院議員選挙)

	有権者数	期日前投票所設置数				開設パターン別施設数 土日 19・20・26											延べ開設日数			設置密度 (有権者1万人当たり延べ開設日数)			開設日数に 占める土日の 割合(%)	投票者に占め る期日前投票 者の割合(%)	期日前投票者 に占める土日の 割合(%)	備考 (特色ある取り 組みなど)		
		平日のみ	土日あり	移動式	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	平日	土日	J=G/A*10000	K=H/A*10000	L=I/A*10000								
A	B	C	D	E	F											G	H	I	J=G/A*10000	K=H/A*10000	L=I/A*10000	M=I/G*100	N	O				
宇都宮市	427,836	19	15	4														102	92	10	2.4	2.2	0.2	9.8	32.7	20.7		
																											ベルモール アビタ	
足利市	117,791	19	17	2														107	101	6	9.1	8.6	0.5	5.6	30.0	27.6		コムファースト
栃木市	128,737	12	5	7														100	79	21	7.8	6.1	1.6	21.0	40.2	37.9		
																											イオン	
佐野市	95,257	5	1	4														46	34	12	4.8	3.6	1.3	26.1	36.9	35.2		
																											イオンモール	
鹿沼市	78,853	16	15	1														125	122	3	15.9	15.5	0.4	2.4	38.2	23.1		まちの駅
日光市	65,438	16	10	5	1													142	127	15	21.7	19.4	2.3	10.6	42.6	27.9		
																											県立高校4	
小山市	135,413	12	6	6														74	66	8	5.5	4.9	0.6	10.8	32.9	31.7		
真岡市	63,221	3		3														33	24	9	5.2	3.8	1.4	27.3	40.7	38.9		イオンタウン
大田原市	57,861	8	5	3														36	29	7	6.2	5.0	1.2	19.4	40.9	36.5		
																											道の駅	
矢板市	26,187	1		1														11	8	3	4.2	3.1	1.1	27.3	44.2	34.1		
那須塩原市	96,700	5		5														55	40	15	5.7	4.1	1.6	27.3	45.6	38.5		イオンタウン
さくら市	36,201	2		2														22	16	6	6.1	4.4	1.7	27.3	41.1	38.7		
那須烏山市	20,769	8	5	2	1													29	21	8	14.0	10.1	3.9	27.6	65.3	32.8		鳥山高等学校
																											たいらや、かましん	
下野市	49,987	2	1	1														13	10	3	2.6	2.0	0.6	23.1	32.4	38.8		自治医大
上三川町	25,556	1		1														11	8	3	4.3	3.1	1.2	27.3	36.1	39.1		
益子町	18,350	1		1														11	8	3	6.0	4.4	1.6	27.3	51.1	34.3		
茂木町	10,314	1		1														11	8	3	10.7	7.8	2.9	27.3	52.6	30.7		
市貝町	9,531	3		3														21	16	5	22.0	16.8	5.2	23.8	47.9	40.0		
芳賀町	12,851	1		1														11	8	3	8.6	6.2	2.3	27.3	40.1	40.9		
壬生町	32,228	3		3														33	24	9	10.2	7.4	2.8	27.3	45.7	41.1		
野木町	21,170	1		1														11	8	3	5.2	3.8	1.4	27.3	35.9	37.0		
塩谷町	8,817	1		1														11	8	3	12.5	9.1	3.4	27.3	37.1	36.8		
高根沢町	24,457	1		1														11	8	3	4.5	3.3	1.2	27.3	37.2	42.1		
那須町	21,023	2		2														22	16	6	10.5	7.6	2.9	27.3	51.0	26.4		道の駅
那珂川町	12,748	3		3														24	16	8	18.8	12.6	6.3	33.3	48.6	39.4		
																											リオンドール	
県計	1,597,296	146	80	64	2													1,072	897	175	6.7	5.6	1.1	16.3	37.8	31.4		
市	1,400,251	128	80	46	2													895	769	126	6.4	5.5	0.9	14.1	36.9	30.4		
町	197,045	18		18														177	128	49	9.0	6.5	2.5	27.7	43.7	36.9		

注記 1 2024年10月27日執行の衆議院議員選挙のデータに基づき作成 期日前投票期間:10/16-26(うち土日10/19・20・26) 選挙期日10/27
2 移動式の開設日は、移動先ごとに一日としてカウントし、○付き数字で表示
3 投票者に占める期日前投票者の割合、期日前投票者に占める土日投票者の割合は、それぞれ国内投票者の数値により算出

公職選挙法 第48条の2

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

選挙区分別期日前投票期間

	選挙期間	期日前投票期間	平日	土日	土日の割合
参議院・知事	17	16	11	5	31.3
衆議院	12	11	8	3	27.3
県議	9	8	5	3	37.5
市長・市議	7	6	5	1	16.7
町村長・町村議	5	4	3	1	25.0

分析のポイント

- ①JKL値は、スケールメリット(人口、面積、人口密度)があるので単純な比較はできないが、著しく数値の低い自治体、類似団体との乖離が大きい自治体は改善余地がある。
②M値が低い自治体は、平日と土日の開設状況のバランスが悪い(土日の開設日が少ない)ので、改善余地がある。
③LM値とN値には相関がみられ、土日開設密度の低い自治体は期日前投票者の割合が低い傾向にある。他自治体の状況から期日前投票のニーズが低いとは考えにくい。
④総じて、町では手厚い対応がとられている一方、若い世代、勤労世代の多い都市部の自治体の一部で改善の必要性が認められる。

衆議院小選挙区選出議員選挙（栃木県第１区から第５区）に係る
選挙無効請求事件の判決及び上告審について

令和7（2025）年2月21日

1 事件（第一審）の内容

- (1) 訴訟提起日 令和6年10月28日
- (2) 係属裁判所 東京高等裁判所
- (3) 事件番号 令和6年(行ケ)第19号
- (4) 事件名 選挙無効請求事件
- (5) 当事者 原告 栃木県第1区 服部 有 (栃木県宇都宮市)
栃木県第2区 関口 真紀 (栃木県鹿沼市)
栃木県第3区 園田 秀樹 (栃木県那須塩原市)
栃木県第4区 平野 正敏 (栃木県小山市)
栃木県第5区 早乙女 利次 (栃木県栃木市)
被告 栃木県選挙管理委員会
- (6) 訴えの要旨
- 令和6年10月27日に執行された衆議院小選挙区選出議員選挙は、選挙区間の一票の較差は最大で2.06倍である。
- 一人一票の投票価値の平等を定めた憲法に違反しており、栃木県第1区から第5区における選挙は無効である。
- (7) 判決内容 (令和7年2月13日判決)
- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。(選挙管理委員会の勝訴判決)
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- ※ 詳細は、別添判決書のとおり。

2 処理方針

- (1) 原告が上告した場合には応訴する。
- (2) 法務大臣（東京法務局）に対して訴訟の遂行を求める。
- (3) 準備書面（答弁書を含む。）は、東京法務局に原案の作成を求めることとし、必要に応じて修正のうえ成案とする。
- (4) 訴訟の進行状況は、随時、委員会に報告する。

3 代理人の指定

本事件について引き続き当委員会を代理する者を次のとおり指定する。

指定代理人 選挙係長 吉澤 滋、係長 松本 祥太郎

4 経過

令和6年

- 10月27日 衆議院小選挙区選出議員選挙投票日
- 10月28日 原告が東京高等裁判所に提訴、受理
- 11月6日 東京高裁から送達された訴状を本委員会において受領
- 〃 県選挙管理委員に訴状及び処理方針を送付、処理方針の決定
- 11月7日 文書学事課協議（訴訟事務処理要領第6条）
- 11月8日 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（以下「権限法」）第6条の2第1項の規定による法務大臣への報告
- 〃 権限法第7条第1項の規定による法務大臣への訴訟遂行依頼
- 〃 権限法第7条第2項の規定による総務大臣への通知
- 11月20日 県選挙管理委員会開催（訴訟の概要等について報告）
- 12月20日 東京高裁に答弁書提出

令和7年

- 1月23日 第1回口頭弁論
- 2月13日 判決言渡（選管勝訴）

【参考】

○令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙(小選挙区選挙)に係る選挙無効訴訟の状況

R7.2.20現在

	訴訟 提起日	裁判所	対象選挙区	原告 グループ	口頭弁論 期日	判決言渡 期日	判決内容	
1	R6.10.28	広島高裁 岡山支部	岡山県の全区	升永 英俊	R6.12.19	R7.2.6	○	【合憲】
2	R6.10.28	広島高裁	広島県1・2区	山口 邦明	R6.12.25	R7.2.12	○	【合憲】
3	R6.10.28	大阪高裁	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 の全区	升永 英俊	R6.12.23	R7.2.12	○	【合憲】
4	R6.10.28	札幌高裁	北海道の全区	升永 英俊	R6.12.25	R7.2.12	○	【合憲】
5	R6.10.28	東京高裁	東京都5・8・28・30区	山口 邦明	R7.1.16	R7.2.13	○	【合憲】
6	R6.10.28	東京高裁	東京都、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、 神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県、静岡県 の全区	升永 英俊	R7.1.23	R7.2.13	○	【合憲】
7	R6.10.28	福岡高裁 那覇支部	沖縄県の全区	升永 英俊	R7.1.14	R7.2.18	○	【合憲】
8	R6.10.28	仙台高裁 秋田支部	秋田県の全区	升永 英俊	R6.12.26	R7.2.19	○	【合憲】
9	R6.10.28	名古屋高裁	愛知県、岐阜県、三重県 の全区	升永 英俊	R7.1.17	R7.2.19	○	【合憲】
10	R6.10.28	福岡高裁 宮崎支部	宮崎県、鹿児島県の全区	升永 英俊	R7.1.24	R7.2.21	—	
11	R6.10.28	広島高裁	広島県、山口県の全区	升永 英俊	R6.12.20	R7.2.21	—	
12	R6.10.28	広島高裁 松江支部	鳥取県、島根県の全区	升永 英俊	R7.1.10	R7.2.26	—	
13	R6.10.28	高松高裁	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県の全区	升永 英俊	R7.1.14	R7.2.26	—	
14	R6.10.28	名古屋高裁 金沢支部	富山県、石川県、福井県 の全区	升永 英俊	R7.1.29	R7.2.26	—	
15	R6.10.28	仙台高裁	宮城県、青森県、岩手県、山 形県、福島県の全区	升永 英俊	R6.12.27	R7.2.28	—	
16	R6.10.28	福岡高裁	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県の全区	升永 英俊	R7.1.20	R7.3.6	—	

※全289選挙区について訴訟が提起

○:選管の勝訴

×:選管の敗訴

△:選管の一部敗訴(事情判決)

—:未定

9 か所

0 か所

0 か所

7 か所

令和7年2月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(行ケ)第19号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 令和7年1月23日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

令和6年10月27日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の東京都第1区から同第30区まで、茨城県第1区から同第7区まで、栃木県第1区から同第5区まで、群馬県第1区から同第5区まで、埼玉県第1区から同第16区まで、千葉県第1区から同第14区まで、神奈川県第1区から同第20区まで、新潟県第1区から同第5区まで、山梨県第1区及び第2区、長野県第1区から同第5区まで並びに静岡県第1区から同第8区までにおける選挙をいずれも無効とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、令和6年10月27日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、上記第1記載の各選挙区（以下、これらを併せて「本件各選挙区」という。）の選挙人である原告らが、本件選挙における衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）3条1項及び4条2項並びに憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して、公職選挙法204条に基づき

提起した選挙無効訴訟である。

2 前提となる事実等（証拠等を掲記しない事実は争いがない。）

(1)ア 原告らは、本件選挙の本件各選挙区のうちいずれかの選挙区の選挙人である。

イ 被告らは、いずれも、本件各選挙区について、当該選挙区における本件選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会である。

(2)ア 本件選挙の小選挙区選挙は、令和6年10月27日、令和4年法律第89号（以下「令和4年改正法」といい、令和4年改正法による改正を「令和4年改正」という。）による改正後の公職選挙法に基づいて行われた。また、令和4年改正法による公職選挙法の選挙区割規定の改正は、区画審設置法に基づいて設置された衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）が作成し、令和4年6月16日に内閣総理大臣に対して勧告した改定案の内容のとおりに行われた。

イ 本件選挙が施行された際の衆議院議員の定数は465人と、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項）、小選挙区選挙については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。以下、これらの規定を併せて「本件区割規定」といい、後に説示する改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。）、比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。衆議院議員総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

また、本件選挙施行当時の小選挙区選挙の選挙区は、同法13条1項及び別表第1（本件区割規定）に定める選挙区割り（以下「本件選挙区割り」

という。) のとおりであった。

ウ 本件選挙当日における選挙区間の最大較差(選挙人)は、鳥取県第1区と北海道第3区との間の1対2.059(以下、較差に関する数値は、全て概数である。)であり、10の選挙区において、較差(選挙人)が2倍以上となった(乙3)。

(3)ア 衆議院議員の選挙制度は、平成6年の公職選挙法の一部を改正する法律(同年法律第2号)並びに同年法律第10号及び同第104号により、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。

イ 平成6年1月に成立した区画審設置法によれば、区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区(以下、単に「選挙区」ということがある。)の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている(同法2条)。平成24年法律第95号(以下「平成24年改正法」という。)による改正前の区画審設置法(以下「平成24年改正前区画審設置法」という。)3条は、上記の選挙区の区割りの基準(以下、後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。)につき、①その1項において、選挙区の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものと定めるとともに、②その2項において、各都道府県の区域内の選挙区の数、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし(以下、このように配当することを「1人別枠方式」という。)、この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除いた数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとして定めていた。

選挙区の改定に関する区画審の勧告は、統計法5条2項本文(平成19

年法律第53号による改正前は4条2項本文)の規定により10年ごとに
行われる国勢調査(以下「大規模国勢調査」ということがある。))の結果
による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ
(平成28年法律第49号による改正(以下「平成28年改正」という。))
前の区画審設置法4条1項)、さらに、区画審は、各選挙区の人口の著し
い不均衡その他特別の事情があると認めるときは、上記の勧告を行うこと
ができるものとされていた(同条2項)。

ウ 平成8年に施行された衆議院議員総選挙(以下、衆議院議員総選挙につ
き、その施行された年に応じて「平成〇年選挙」などと呼ぶことがある。)、
平成12年選挙及び平成17年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高
裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁(以下
「平成11年大法廷判決」という。)、最高裁平成13年12月18日第
三小法廷判決・民集55巻7号1647頁(以下「平成13年判決」とい
う。))及び最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号16
17頁(以下「平成19年大法廷判決」という。))は、いずれも、1人別
枠方式を含む区割基準を定める規定及び当時の選挙区割りを定める規定を
合憲と判断した。これらの判決は、いずれも、判決理由中において、当時
の区画審設置法3条1項につき、「選挙区間の人口較差が2倍未満になる
よう区割りをすることを基本とすべきことを基準として定められているも
のであり、投票価値の平等にも十分な配慮をしていると認められる」など
と評価していた。

エ 平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙(平成21年選挙)
に関する選挙無効訴訟において、最高裁平成23年3月23日大法廷判決・
民集65巻2号755頁(以下「平成23年大法廷判決」という。))は、
平成24年改正前区画審設置法3条につき、「同条1項は、選挙区の改定
案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割

りをするを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえる」と判示して、それまでの最高裁判決と同様、平成24年改正前区画審設置法3条1項の定める区割基準を肯定的に評価したものの、同条2項の定める1人別枠方式については、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、当時の公職選挙法13条1項、別表第1の規定の定める選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていた旨判示した。その上で、平成23年大法廷判決は、当該状態を解消するために、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに・・・1人別枠方式を廃止し」、平成24年改正前区画審設置法「3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講ずる必要がある」と判示した。なお、平成21年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、45選挙区であった（乙4の1）。また、都道府県単位で議員1人当たりの選挙人数の最大較差をみた場合、それは高知県と東京都との間の1対1.978であった。

オ 平成23年大法廷判決後、国会において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下、検討が進められた結果、平成23年大法廷判決を踏まえて早急に投票価値の較差を是正するため、平成24年11月16日、小選挙区選出議員の定数について、選挙区数の0増5減を行うこと及び当時の区割基準を定める規定のうち1人別枠方式に係る部分を削除することを内容とする改正法案が、平成24年改正法として成立した（乙5の1・22～28頁、乙6・241、242頁）。平成24年改正法による改正により、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもの

で除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないことのみが、区画審が小選挙区選挙の選挙区割りの改定案を策定するに当たっての区割基準となった。

カ 平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成24年12月16日、平成21年選挙と同じ区割規定及びこれに基づく選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（平成24年選挙）が施行された。なお、平成24年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、72選挙区であった（乙4の2）。

キ 区画審は、平成25年3月28日、内閣総理大臣に対し、平成24年改正法の附則に規定された区割基準及び当時の区画審設置法3条に基づき、選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案を勧告し（乙5の2・28～41頁、乙7、8）。この改定案に基づく選挙区割りの改定案を盛り込んだ平成24年改正法の改正法案が、平成25年6月24日、同年法律第68号として成立した（以下、同法律による改正を「平成25年改正」という。乙6・241、242頁）。

平成25年改正により、平成22年の大規模国勢調査の結果による選挙区間の最大較差（人口）は2.524倍から1.998倍に縮小された（乙5の2・37、53、55頁、乙6・242頁）。

ク 平成24年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁平成25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）は、結論として、平成24年選挙時において、当時の区割規定の定める選挙区割りが、平成21年選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、平成24年選挙前の時点にお

いて是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたということができ、当時の区割規定が憲法 14 条 1 項等の憲法の規定に違反するものということとはできない旨判示した。

平成 25 年大法廷判決は、その判決理由中では、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法（注・平成 24 年改正前区画審設置法）3 条 2 項の定める 1 人別枠方式を廃止し、同条 1 項の趣旨に沿って・・・議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていた」と判示し、「1 人別枠方式の廃止後の本件新区割基準（注・平成 28 年改正（平成 28 年法律第 49 号による改正）前の区画審設置法に基づく区割基準）に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法（注・平成 28 年改正前の区画審設置法）3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえないことなどを指摘した上で、「国会においては、今後も、新区画審設置法（注・平成 28 年改正前の区画審設置法）3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示した。

ケ 平成 25 年大法廷判決の前後を通じて、国会においては、「選挙制度に関する与野党実務者協議」により選挙制度の改革について各党間の協議が続けられていたが、各党の意見は一致しなかった（乙 5 の 2・32、33 頁、乙 10 の 6・2 頁、乙 11 の 1・2 頁）。

そこで、平成 26 年 6 月 19 日、衆議院に、衆議院議院運営委員会での議決に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として、学識経験者、マスコミ関係者、元最高裁判所判事等を委員とする「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「選挙制度調査会」という。）が設置された。選挙制度調査会に対する諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理及び一票の

較差を是正する方途等（以下「一票の較差の是正等」という。）であり、各会派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされていた（乙６・２４３～２４５頁、乙１１の１・２頁、乙１２）。

選挙制度調査会においては、平成２６年９月１１日から同年１１月２０日まで、合計４回の会合が開かれ、一票の較差の是正等について議論がされた（乙１０の１～４）。

コ 平成２６年１１月２１日、衆議院が解散され、同年１２月１４日、平成２５年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（平成２６年選挙）が施行された。平成２５年改正後の選挙区割りににおける選挙区間の最大較差（人口）は、１対１．９９８となるものとされていたが、平成２６年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、宮城県第５区と東京都第１区との間の１対２．１２９であり、宮城県第５区と比べて較差（選挙人）が２倍以上となっている選挙区は、１３選挙区であった（乙４の３）。

サ 平成２６年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁平成２７年１１月２５日大法廷判決・民集６９巻７号２０３５頁（以下「平成２７年大法廷判決という。」）は、平成２５年改正後の区割規定の定める選挙区割りについて、投票価値の較差が生じた主な要因が平成２４年改正により１人別枠方式が廃止された後の区画審設置法による区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるとして、

「このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法（注・平成２８年改正前の区画審設置法）３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実施されていたとはいえないことの表れというべきである」と指摘し、平成２４年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるとしつつも、平成２６年選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたということができ、憲法上要求される合理的期間内における

是正がされなかったとはいえない旨判示した。その上で、平成２７年大法院判決も、平成２５年大法院判決と同様、「国会においては、今後も、・・・衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法（注・平成２８年改正前の区画審設置法）３条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示した。

シ 選挙制度調査会は、平成２７年大法院判決の前後を通じて、各党の意見を聴取しつつ、一票の較差の是正等について多数回にわたって議論を重ねた。その中で、新たな議席配分ルールの検討に当たり、その基本原則として、①都道府県を配分単位とすること、②都道府県への配分は、比例性のある配分方式に基づくこと、③配分の見直しは、１０年ごとの大規模国勢調査によること、④配分は、有権者数ではなく人口を基準とすることを確認した上で、都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、⑤比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、⑥選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、⑦都道府県に配分される議席数の増減変動が小さいこと、⑧一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であることを確認し、具体的な配分方式については、諸外国において採用されている配分方式を含めて総合的に検討された結果、いわゆるアダムズ方式（各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致するようにする方式）を採用する方向で意見が集約されていった（乙１０の５～１７、乙１３・９頁）。

そして、選挙制度調査会は、平成２８年１月１４日、衆議院議長に対し、①衆議院議員の定数を１０人削減すること、②都道府県への議席配分をア

ダムズ方式により行うこと、③都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うことなどを内容とする答申（以下「本件答申」という。）をした（乙13・3、4頁）。本件答申においてアダムズ方式が採用されたのは、選挙制度調査会で確認された上記㉗から㉜までの各条項の条件として総合的に検討された結果、アダムズ方式が種々の配分方式の中でより望ましいとされたからであった（乙13・8～11頁、乙14の4・2、5、8頁）。

ス 本件答申を受けて、衆議院議長を中心として各党が協議を重ねたが、選挙制度の改革案について全党の合意に至らず、平成28年4月15日には、民進党から「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第25号）」が、自由民主党及び公明党（共同提案）から「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第26号）」が、それぞれ国会に提出された（乙11の1・6～10頁）。そして、衆議院及び参議院において両法案について審議され、同年5月20日、衆法第26号に係る法律案が、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第49号。以下「平成28年改正法」という。）として成立した（平成28年改正。乙6・249～252頁、乙11の1・10～20頁、乙14の1～8）。

セ 平成28年改正法は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決及び本件答申を踏まえ（乙15の2・11頁）、その本則において、①衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差について、各都道府県の区域内の選挙区の数平成32年（令和2）年以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により配分した上で、各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が2倍以上にならないようにすること（平成28年改正後の区画審設置法3条1項、2項、4条1項）、②平

成 3 7 年（令和 7 年）以降の簡易国勢調査（統計法 5 条 2 項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から 5 年目に当たる年に行われる国勢調査をいう。以下同じ。）の結果に基づく各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が 2 倍以上になったときは、選挙区の安定性を図るとともに較差 2 倍未満を達成するため、各都道府県の選挙区数を変更することなく、区画審が較差是正のために選挙区割りの改定案の作成及び勧告を行うものとする（平成 2 8 年改正後の区画審設置法 3 条 3 項、4 条 2 項。以下、上記①及び②の各内容を含む平成 2 8 年改正後の区画審設置法の規定する選挙区割りの改定の仕組みを「新区割制度」という。）、③衆議院議員の定数を 1 0 人削減すること（平成 2 8 年改正後の公職選挙法 4 条 1 項）を明確に規定するとともに、平成 2 8 年改正法の附則において、⑦平成 3 2 年（令和 2 年）の大規模国勢調査までの措置として、平成 2 7 年の簡易国勢調査の結果に基づき、各選挙区の人口に関し、平成 3 2 年見込人口を踏まえ、平成 3 2 年（令和 2 年）までの 5 年間を通じて較差 2 倍未満となるよう区割りを行うなどの措置を行うこと（平成 2 8 年改正法附則 2 条 1 項、2 条 3 項）、⑧小選挙区選挙の定数 6 減の対象都道府県については、平成 2 7 年の簡易国勢調査に基づき、アダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員 1 人当たり人口の最も少ない都道府県から順に 6 都道府県とすること（同附則 2 条 2 項 1 号）、⑨平成 2 8 年改正法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする（同附則 5 条）を定めている（乙 6 ・ 2 4 9 ～ 2 5 1 頁、乙 1 1 の 2、乙 1 5 の 1 ～ 4）。

ソ 平成 2 8 年改正法の成立後、同法附則の規定に従って区画審による審議が行われ、区画審は、関係都道府県知事に対して意見照会を行い、所要の調査審議を経た上で、平成 2 9 年 4 月 1 9 日、内閣総理大臣に対し、選挙

区割りの改定案の勧告（以下「平成２９年勧告」という。）をした（乙１６の１、２、乙１７・２～１３頁）。

平成２９年勧告は、平成２８年改正法附則に基づき、選挙区数の０増６減を前提に、都道府県間の議員１人当たり人口の最大較差が１．８４４倍の中で、平成２７年の簡易国勢調査に基づく選挙区間の最大較差（人口）を２倍未満（１．９５６倍）とするのみならず、平成３２年見込人口に基づく選挙区間の最大較差（人口）も２倍未満（１．９９９倍）となるように１９都道府県の９７選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった（乙１６の１、２、乙１７・２～１３頁）。

タ 選挙区割りの改定案を内容とする平成２９年勧告を受けて、内閣は、平成２９年５月１６日、平成２８年改正法に基づき、同法のうち、０増６減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項を定める法制上の措置として、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（平成２８年改正法の一部を改正するもの）を国会に提出した（乙１７・１３、１４頁）。

上記改正法案は、平成２９年６月９日、同年法律第５８号として、自由民主党、民進党、公明党、日本維新の会及び自由党の賛成多数で成立した（以下、上記法律を「平成２９年改正法」、同法による改正を「平成２９年改正」ということがある。乙１７・１３、１４、１６頁、乙１９の１～４）。

チ 平成２９年改正法は、一票の較差を是正するため、平成２９年勧告どおり、衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの改定を１９都道府県９７選挙区において行うこと等を内容とするものであった（乙１７・１３、１４頁、乙２０の１～５）。平成２９年改正により、平成２７年１０月１日を調査時とする簡易国勢調査による日本国民の人口（ただし、国勢調査の総人口

から、外国人人口を除いた人口。平成27年以降の国勢調査につき同じ。
乙21)における各都道府県間の議員1人当たり人口の最大較差は、1.844倍となり、また、選挙区間の最大較差(人口)は、平成29年改正による区割りの改定の前後で、宮城県第5区と北海道第1区との2.176倍から鳥取県第2区と神奈川県第16区との1.956倍にまで縮小された(較差(人口)が2倍以上の選挙区は32選挙区から0選挙区に縮小された。)。その一方で、分割市区町(複数の選挙区に分割された市区町をいう。以下同じ。)は、従前の88から17増加して105となった(乙20の6)。

なお、分割市区町は、平成8年当時は29選挙区15市区、平成14年当時は32選挙区16市区であったが、平成23年大法廷判決後の平成25年改正当時には、116選挙区88市区町となり、さらに、平成27年大法廷判決後の平成29年改正当時には、138選挙区105市区町にまで増加した(乙20の6)。これに対し、地方公共団体等からは、平成29年改正後、同改正について、選挙人の混乱、選挙事務負担の増大、地域の一体感の低下、投票率の低下や無効票の増加を懸念する声等、投票価値の較差の是正に伴う様々な弊害等に関する意見等が提出された(乙22の1~11、乙23の1~13)。

ツ 平成29年9月28日、衆議院が解散され、同年10月22日、平成29年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議院総選挙(平成29年選挙)が施行された。平成29年選挙当日における選挙区間の最大較差(選挙人)は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対1.979であり、鳥取県第1区と比べて較差(選挙人)が2倍以上となっている選挙区は存在しなかった(乙4の4)。

テ 平成29年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁平成30年12月19日大法廷判決・民集72巻6号1240頁(以下「平成30年大法

廷判決」という。)は、平成29年改正後の選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできないと判示した。

平成30年大法院判決は、その理由中において、アダムズ方式を導入した平成28年改正やその後の平成29年改正について、「平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた」ものであると評価し、「本件選挙（注・平成29年選挙）当時においては、新区画審設置法（注・平成28年改正後の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができる」とした上で、「平成27年大法院判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる」と判示した。

ト 平成29年改正後の選挙区割りについては、平成29年選挙の施行後も、地方公共団体等から、分割市区町の解消等区割の見直しを求める意見が寄せられていた（乙24の1～7）。

ナ 令和3年10月14日、衆議院が解散され、同月31日、平成29年選挙時と同じ平成29年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（令和3年選挙）が施行された。平成29年改正以降、区割規定に関する法改正はされておらず、令和3年選挙時の区割規定は、平成29年選挙時の区割規定と同一のものであった。

令和3年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対2.079であり、鳥取県第1区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、29選挙区であつ

た（乙４の５）。

ニ 令和３年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁令和５年１月２５日大法廷判決・民集７７巻１号１頁（以下「令和５年大法廷判決」という。）は、平成２９年改正後の選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできないと判示した。

令和５年大法廷判決は、その理由中において、「新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、１０年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割り（注・平成２９年改正後の選挙区割り）の下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているといえることができる。このような制度に合理性が認められることは平成３０年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。」とした上で、「本件選挙（注・令和３年選挙）当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれないし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。」と判示した。

ヌ 令和３年選挙に先立つ令和３年６月２５日に令和２年実施の大規模国勢調査の結果（速報値）が官報で公示されたことを受け、区画審は、令和３

年7月2日から区割改定案に係る審議を開始した。令和3年選挙施行後である同年12月14日には、現行の区割りや区割改定案の作成等について、区画審から都道府県知事に対する意見照会が発出された。これに対し、令和4年1月には各都道府県知事から意見が寄せられ、多数の知事から、分割市区町の創出を回避し、その解消を求める意見が述べられた。区画審は、同年2月21日に区割改定案の作成方針を取りまとめたが、この作成方針には、各都道府県知事から分割市区町の解消を望む意見が多数寄せられたこと等を踏まえ、市（指定都市では行政区）区町村の区域は一定の基準に当てはまらない限り分割しないこととする旨の内容が含まれていたほか、令和3年選挙における当日有権者数において較差2倍以上となっている選挙区が生じていたことから、行政区画に併せ地勢、交通、人口動向、改定に係る市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するに当たり、令和3年選挙における当日有権者数において較差2倍以上となっている選挙区が生じていた状況をも考慮するなどといった内容も含まれていた。その後、こうした作成方針を踏まえ、区画審は、所要の調査審議を経た上で、区割改定案（以下「本件区割改定案」ということがある。）を取りまとめ、令和4年6月16日、内閣総理大臣に対して本件区割改定案の勧告（以下「本件勧告」ということがある。）を行った。本件区割改定案は、アダムズ方式を適用して初めて選挙区の区割りの見直しを図ったもので、概要、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び愛知県で定数を合計10増加させ（東京都は5増、神奈川県は2増、埼玉県、千葉県及び愛知県は各1増）、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県及び長崎県で定数を合計10減少させるとともに（各1減）、上記の都県を含む25都道府県の合計140の選挙区において区割りを改め、令和3年選挙における当日有権者数を基準としても、較差が2倍未満となるように作成されたものであった（乙2・12～28頁、

乙25、26の1、2、乙27の1、乙28の1)。

本件勧告を受け、本件勧告（本件区割改定案）の内容のとおり小選挙区の区割り改定を行うこと等を内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同法律案は、令和4年11月18日に令和4年改正法（公職選挙法の一部を改正する法律（同年法律第89号））として可決・成立した。令和4年改正により、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査による日本国民の人口（令和3年11月30日公表に係る確定値（乙28の2、乙29の1、2）による。）を基準とした各都道府県間の議員1人当たり人口の最大較差は1.697倍となり、また、選挙区間の最大較差（人口）は、令和4年改正による区割りの改定の前後で、鳥取県第2区と東京都第22区との2.096倍から、島根県第2区と福岡県第2区との1.999倍に縮小された（較差（人口）が2倍以上の選挙区は23区から0区に縮小された。）。そして、平成29年改正後の選挙区割りにおいては、分割市区町が105あったところ、令和4年改正により、その数は32市区に減少した（乙2・28～37頁、乙27の2～5、乙30の1～4）。

3 当事者の主張

（原告らの主張）

- (1)ア 区画審設置法3条1項は「前条の規定による改定案の作成は、・・・各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、」と定めるとおり、「改定案」の「作成」につき、「改定案」が、少なくとも、当該「改定案」の「作成」の日である令和4年6月16日の時点で、「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにする」ことを要求している。

また、区画審設置法3条1項及び4条2項は、平成28年改正法附則2

条3項1号口の規定を併せてみれば、令和2年大規模国勢調査から令和7年簡易国勢調査までの期間を通じて、選挙区間の最大人口較差が2倍以上とならないような選挙区割りの改定案を作成するよう求めている。

イ しかるに、令和4年6月16日に区画審が作成し、内閣総理大臣に対して勧告した改定案における選挙区割りにつき、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数は、同日において、二以上に達していた（令和5年1月1日現在の住民基本台帳に基づく各選挙区の人口によれば、当該数は、2.054に達していた。）。

ウ したがって、本件区割規定は、区画審設置法3条1項及び4条2項に違反して作成され、勧告された改定案に基づき、当該改定案をそのまま立法化したもので、上記各条項に違反し、無効である。そうすると、本件区割規定に基づく本件選挙区割りも上記各条項に違反し、無効であり、このように無効である本件選挙区割りに基づき施行された本件選挙も無効である。

(2) 本件選挙は、選挙区間の最大人口較差が少なくとも2.054倍である。

これは、①「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決」すると定める憲法56条2項、②「主権の存する日本国民」と定める憲法1条及び「主権が国民に存することを宣言」すると定める憲法前文第1段第1文、③「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すると定める憲法前文第1段第1文、並びに④「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と定める憲法43条1項が求めている「できる限りの1人1票等価値、すなわちできる限りの人口比例選挙の要求」に違反する。

したがって、本件選挙は、①憲法56条2項、②憲法1条及び前文第1段第1文、並びに③憲法43条1項に違反し、無効である。

(3) 「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって

判断される」との令和5年大法院判決の判示は、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるもの」であると規定する憲法前文第1段第2文、及び受託者が信託の利益を享受することを禁止する旨を規定する信託法8条と矛盾する。

- (4) 上記(1)及び(2)の内容を含めて考察すれば、平成23年大法院判決、平成25年大法院判決、平成27年大法院判決、平成30年大法院判決、令和5年大法院判決の判断基準に照らして、本件選挙は違憲状態であり、いわゆる合理的期間を徒過しているので違憲である。

(被告らの主張)

- (1) 区画審設置法3条1項は、「前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」と規定している。このように、区画審設置法3条1項にいう「人口」は、統計法5条2項の規定により行われる国勢調査の結果に基づく人口を指すのであり、原告らの主張するように「改定案」の作成の日の人口を指すものではない。

また、区画審設置法3条1項及び4条2項に、平成28年改正法附則2条3項1号ロの規定を併せてみても、令和2年大規模国勢調査から令和7年簡易国勢調査までの期間を通じて、選挙区間の最大人口較差が2倍以上とならないような選挙区割りの改定案を作成するよう求めていると解することはできない。

- (2) 憲法は、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮すること

のできる他の政策的目的あるいは理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

そのため、国会において小選挙区制度における具体的な選挙区割りや、その前提となる区割規定を定めるに当たっては、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつも、較差という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等を含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮した上で、国政遂行のための民意の的確な反映の実現と、投票価値の平等の要請との調和を図ることが求められるが、選挙制度の仕組みの決定については国会の広範な裁量に委ねられていることから、これらの調和が保たれている限り、当該選挙制度の仕組みを決定したことが、国会の合理的な裁量の範囲を超えるということにはならないというべきである。

したがって、選挙制度の憲法適合性は、以上のような国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになる。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、憲法の投票価値の平等の要求に反するため、国会に認められる裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになると解すべきである。

- (3) 上記(2)の判断枠組みの下で、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、違憲状態に至っているか否かについてみると、新区割制度は、投票価値の平等の要請を、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的あるいは理由との関連において調和的に実現させるとともに、これを安定的に継続させることのできるものであるから、合理的なものであるということが出来る。また、新区割制度の整備は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に対して求めてきた立法措置の内容に適合するものであって、新区割制度が合理性を有することは、平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決

も肯定しているところである。

このように合理性の認められる新区割制度により改定された選挙区割りについては、原則として憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえず、選挙区間の較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情があるときに初めて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものというべきである。しかし、新区割制度により改定された本件選挙区割りについて、上記のような事情があるということとはできない。

したがって、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということとはできない。

- (4) 令和5年大法廷判決は、令和3年選挙当時の選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえない旨判断している。本件選挙は、令和5年大法廷判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であり、令和3年選挙施行後には、較差の是正のために令和4年改正が実施されていることも考慮すれば、仮に何らかの理由により本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されとしても、国会において、そのことを認識すべき契機が存在したとはいえず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

したがって、仮に本件選挙区割りが違憲状態に至っていたとしても、国会が、憲法上要求される合理的期間にその是正をしなかったということとはできない。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件選挙が区画審設置法3条1項等に違反しており無効な本件選挙区割りに基づき施行されたものとして、無効といえるかについて

- (1) 原告らは、本件区割規定は、令和4年6月16日に区画審が作成し、内閣

総理大臣に対して勧告した改定案の内容をそのまま立法化したものであるところ、当該改定案における選挙区割りにつき、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数は、同日において二以上に達していたから、区画審設置法3条1項の規定に反しており、そのため、当該改定案は無効であり、これをそのまま立法化した本件区割規定も、これに基づく本件選挙区割りも、さらに、本件選挙区割りに基づいて施行された本件選挙も無効であるなどと主張する。

しかし、区画審設置法3条1項にいう「人口」は、同項の文言から明らかのように、統計法5条2項の規定により行われる国勢調査の結果に基づく人口を指すのであり、原告らの主張するように「改定案」の作成の日の人口を指すものではない。したがって、本件区割規定に係る改定案が令和4年6月16日に作成され、同日において、当該改定案における選挙区割りにつき、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上に達していたとしても、そのことをもって、当該改定案が区画審設置法3条1項の規定に反しているということとはできない。

- (2) また、原告らは、区画審設置法3条1項及び4条2項が、令和2年大規模国勢調査から令和7年簡易国勢調査までの期間を通じて、選挙区間の最大人口較差が2倍以上とならないような選挙区割りの改定案の作成を求めているなどと主張する。

しかし、区画審設置法3条1項は、均衡を図るべき各選挙区の人口について、大規模国勢調査又は簡易国勢調査の結果による日本国民の人口であることを明記する一方、その間の人口動態そのものについては何ら規定していない。そして、区画審設置法4条1項は、大規模国勢調査の結果により区画審が勧告を行うことを規定し、また、同条2項は、同条1項にいう大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に実施された簡易国勢調査の結果を踏まえて区画審が行うべき勧告について規定しているだけで、同項の大規模

国勢調査から同条2項の将来の簡易国勢調査までの期間の人口動態について何ら規定していないから、区画審設置法3条1項及び4条2項は、いずれも、大規模国勢調査から簡易国勢調査までの人口動態について考慮しなければならないことを規定したものではない。

この点、原告らは、平成28年改正法附則2条3項1号ロの規定をもって、上記主張の根拠とするが、同号ロは、同項柱書が「・・・平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、区画審設置法3条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。」と規定するとおり、新区割制度による選挙区割りの改定案の作成が平成32年（令和2年）の大規模国勢調査の結果に基づくものからとされ、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定案の作成が、選挙区間の較差拡大の要因とされた1人別枠方式が完全に解消されることとなる新区割制度導入前の緊急是正措置として行われることとなることをも考慮して、選挙区間の較差について特に考慮し、これを補完する趣旨で規定されたものである。したがって、同号ロの規定があるからといって、原告らの上記主張のように解することはできない。

- (3) そうすると、原告らの上記(1)及び(2)の主張はいずれも理由を欠き、失当といわざるを得ない。

2 本件選挙が違憲無効であるかについて

- (1)ア 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認

められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数あるいは人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、平成11年大法廷判決、平成19年大法廷判決、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決、平成27年大法廷判決、平成30年大法廷判決、令和5年大法廷判決参照）。

イ これに対し、原告らは、以上のような考え方は、「そもそも国政は、国

民の厳粛な信託によるもの」であると規定する憲法前文第1段第2文、及び受託者が信託の利益を享受することを禁止する旨を規定する信託法8条と矛盾するとの主張をするが、何ゆえ矛盾するというのかこの主張の趣旨は判然とせず、当裁判所の採るところではない。

- (2) 新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度に従って定められた本件選挙区割りの下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているといえることができる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。

そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれなし、その程度も著しいものとはいえないから、較差の拡大があるとしても、そのことをもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。

- (3) なお、原告らは、憲法56条2項、1条、前文第1段第1文等を根拠として、本件選挙は憲法の保障するできる限りの1人1票等価値、すなわち、できる限りの人口比例選挙の要求に反して無効であるなどと主張するが、この主張に理由がないことは既に説示したところから明らかである。

- (4) 結局のところ、本件選挙区割りが本件選挙の当時、憲法に違反する状態に

至っていたということはできず、本件選挙が違憲無効であるとはいえない。

- 3 その他、当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、以上の認定判断を左右しない。

第4 結論

よって、原告らの請求は理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官

増田 稔 

裁判官

小海 隆則 

裁判官

山門 優 

これは正本である。

令和 7 年 2 月 1 3 日

東京高等裁判所第 2 4 民事部

裁判所書記官 前 川 典 之



栃選委第 319 号

令和 7 (2025) 年 2 月 5 日

各市町選挙管理委員会委員長 様

栃木県選挙管理委員会委員長

令和 5 年 4 月 23 日執行小山市議会議員選挙における当選の効力に係る争訟事案の
処理経過の検証について (通知)

日頃から、選挙の適切な管理執行に御尽力をいただき誠にありがとうございます。

各種選挙における管理執行等については、公職選挙法等に則り、適切に対応いただいているところですが、標題の件に係る事案については、争訟事案にまで発展し、令和 6 年 8 月 30 日に最高裁判所において棄却等の決定がなされたところです。

こうした事案を受け、県選挙管理委員会ではその処理について検証を行い、今般、別添のとおりとりまとめを行ったところです。

つきましては、別添の検証資料を参照いただき、今後執行予定の選挙について、格別の御配慮をお願いします。

【概要】

1 争訟事案の処理日数について

争訟事案の処理日数については、公職選挙法第 213 条第 1 項により、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から 30 日以内に、審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から 60 日以内とされているところ、標記事案の処理については、異議の申出に対する決定が 49 日、審査の申立てに対する裁決が 123 日となり、法定処理期間を大きく超過した。

については、公職選挙法の趣旨（選挙結果の早期確定）を遵守し迅速な処理を行うとともに、本事案のようなわずかな得票差、投票の効力をめぐる争訟については、開披調査を前提とした処理を行う。

なお、処理に関する目安等については、別添参考１～３のとおりである。

２ 開披調査の実施体制と選挙管理委員、選挙長、開票管理者の役割の明確化

今回の争訟事案については、異議の申出における開披調査での実施体制の不備や、選挙管理委員、職員の意識における職権探知主義の不徹底が認められた。

については、開披調査を実施する場合、相互牽制の観点から、投開票日当日の開票作業に従事していない職員が行うことが適当である。

併せて、開披調査は、選挙管理委員会において開票管理者の決定した投票結果を点検するものであるから、同様に相互牽制の観点から、選挙管理委員が開票管理者を兼任することは避けるべきである。

栃木県選挙管理委員会
選挙担当
TEL:028-623-2126

令和5年4月23日執行小山市議会議員選挙における当選の効力に係る 争訟事案の処理経過の検証について

栃木県選挙管理委員会

今後の同種事案の適切な処理に資するため、表記争訟に係る一連の処理経過を検証し、問題点と改善策を教訓化するものである。

1 処理経過における問題点

- (1) 処理日数が法定の処理期間を大きく超過（別紙）（P 6）
 - ① 市選管（異議申出に対する決定） 49 日間（法定日数 30 日以内+19 日）
 - ② 県選管（審査申立てに対する裁決） 123 日間（法定日数 60 日以内+63 日）
- (2) 開披調査における疑義票抽出の不徹底・見落とし
 - ① 市選管と県選管の判断が相違した 2 票のうち、別紙（P 7）の A 票は、市、県選管ともに疑義票として精査の対象とした上で判断が相違したものの。
 - ② 別紙（P 7）の B 票は、市選管は疑義票として精査の対象としなかったもので、疑義票抽出が不徹底、見落としだった可能性が高い。

なお、市選管と県選管は、それぞれが独立の権限をなす機関であるから、A 票のような微妙な票の判断の相違そのものは問題とはいえないが、B 票のような明らかな疑義票を精査対象としなかったことは、点検作業の不徹底とも考えられる。

注）疑義票：開披実務において、一見して有効、無効が判別できる以外の票は、疑義票（疑問票）として抽出し、公選法の規定や実例に照らして、開票立会人にも確認を求めるなどした上で、最終的には開票管理者が取扱いを決定している。

2 その要因として考えられること

- (1) 処理日数経過の要因
 - ① 公選法の処理期間を重視していなかった
 - ア 同法が選管、裁判所それぞれの処理期間を法定しているのは、選挙によって示された有権者の意思を迅速に確定させることが極めて重要であるからであり、この点について市、県選管ともに理解が不足していた。
 - イ もとより処理を急ぐあまり拙速となることは避けるべきであるところ、市選管の処理期間には、ゴールデンウィークを挟むという事情があり、やむを得なかったとも考えられるが、県選管が法定期間の倍の期間を要したことは、法定の処理期間を努力義務にとらえ、重視していなかったと考えられる。
 - ② 開披調査実施の判断の遅れと経験不足
 - ア 市、県選管ともに、開披調査の実施時点で法定期間を超過している。本事案のようなわずかな得票差の争訟にあつては、実際に票を再点検する以外に有効な調査

手技は考えにくく、職権探知主義を基本とする公選法の趣旨からすれば、当事者からの弁明や反論に多くの日時を要することなく、早期に開披調査を決定、実施すべきであった。

イ 県選管の判断が著しく遅れた背景に、「市選管が実施した開披調査を県選管も実施する必要があるのか（市選管の調査結果を尊重すべき）」との心理が働いたことが考えられるが、選挙に係る争訟手続においては、県選管は上位の審理機関と位置付けられていることから、開披調査をためらうべきではなかった。

ウ 本事案のような争訟は常に提起されるものではないため、市、県選管ともに経験が乏しく、意思決定に日時を要した。

(2) 開披調査における疑義票抽出の不徹底の要因

① 開披調査実施体制の不備

小山市選管の開披調査において、投票用紙の点検作業は投開票日同様に招集された元選管職員や併任職員が担当し、本来中心的な役割を果たすべき専任の選管職員は点検作業そのものには従事せず、全体の進行等を担っていた。

② 調査にあたって選管委員、職員の意識における職権探知主義の不徹底

ア ①に加え、投開票当日の選管委員長（※）（選挙長と開票管理者を兼任）が調査に立ち会っていたこともあり、開票結果を追認するような心理（いわゆる正常性バイアス）が働いた可能性は否定できない。

イ 争訟手続には職権探知主義がとられ、本来選管は主体的に疑義票を抽出すべきところ、実際には調査に立ち会っていた異議申出人が指摘した票のみを疑義票として精査の対象とするにとどまり、結果として疑義票を見落とした。

※開披調査時点では、委員長は任期満了で後任に交替している。

3 上記を踏まえた改善方策

(1) 処理期間の遵守

① 公選法の趣旨（選挙結果の早期確定）を遵守し、迅速な処理に努める。

居住要件など候補者の資格要件等に係る争訟のように、事実関係の調査に相応の期間を要する事案もあるため、一律的な対応は適当ではないが、本事案のような得票数をめぐる争訟は、法定期間内の処理が十分可能である。

② わずかな得票差、投票の効力を争う事案については開披調査を前提とした処理を行う。

得票差が大きいケースなどについてまで、全て開披調査を実施することは現実的ではないと考えられるため、異議申出（審査申立て）の内容、開票結果（按分票、無効票の状況等）等を踏まえ、事案に即して対応する。

(2) 開披調査の実施体制と選管、選挙長、開票管理者の役割の明確化

① 開披調査における点検作業は選管職員が中心となっていく。

開披調査は、投開票当日の開票作業を「点検」するのだから、知見を有する選管職員が中心となり、できるだけ当日の開票作業に従事していない職員（第三者の眼）

の協力を得て行うことが適当である。

② 選管委員と開票管理者の兼任は避ける。

ア 開披調査は、選管が開票管理者の決定した開票結果を点検するものであるから、公選法に明文の規定はないが、両者の役割と職責（別紙）を考慮すると、選管委員が開票管理者を兼任することは適当ではない。

イ 市町執行選挙においては、兼任する事例が多く見受けられるが、相互牽制の観点からも兼任を避ける必要がある。兼任せざるを得ない事情がある場合にも、委員長が開票管理者を兼任することは避けるべきである。

(3) 県・市町選管の認識共有

同種事案の適切な処理に資するため、上記の改善方策について、県内市町選管に広く周知し、認識を共有する。併せて、研修等の機会を通じ、定着させていく。

1 処理の経過

令和5年4月23日	小山市議会議員選挙投開票	
4月28日	荒井氏	市選管へ異議申出
5月10日	市選管	委員会で審理方法（開披調査実施）等決定
6月9日	市選管	開披調査実施
6月16日	市選管	異議申出の棄却を決定
<u>（法定期間 30 日のところ 49 日）</u>		
7月7日	荒井氏	県選管に対し審査申立て
7月11日	県選管	審理要領等を委員長専決処分で決定
7月12日	県選管	市選管に弁明書の提出要求 片山氏に参加人とする旨の通知
7月19日	県選管	委員会で審理要領等の専決処分の承認
8月1日	市選管	県選管に弁明書送付
8月2日	県選管	市選管からの弁明書受領 荒井氏に弁明書の送付及び反論書の提出について通知 片山氏に弁明書の送付及び意見書の提出について通知
8月18日	荒井氏	県選管に反論書提出（片山氏は意見書提出なし）
	県選管	片山氏、市選管に反論書送付
8月23日	県選管	委員会で審理方針（開披調査実施）の決定
8月29日	県選管	市選管に物件の提出要求（選挙録、委員会の会議録等）
9月4日	県選管	市選管に物件の提出要求（投票用紙） 荒井氏、片山氏、市選管に開披調査実施通知
9月6日	市選管	県選管に物件提出（選挙録、委員会の会議録等）
9月16日	県選管	開披調査実施
9月20日	県選管	委員会で開披調査結果について報告
10月11日	荒井氏	県選管に意見書提出
10月12日	県選管	片山氏、市選管に意見書送付
10月26日	県選管	荒井氏、片山氏、市選管に審理手続の終結通知
11月7日	県選管	裁決⇒市選管が有効とした2票を無効に
<u>（法定期間 60 日のところ 123 日）</u>		
12月6日	片山氏	東京高裁に訴訟提起
令和6年3月12日	高裁判決	県選管の裁決を認容 <u>（法定期間 100 日のところ 97 日）</u>
3月26日	片山氏	最高裁に上告
6月12日	最高裁	県選管に記録到着通知書送付
8月30日	最高裁決定	県選管の裁決が確定 <u>（法定期間 100 日のところ 79 日）</u>

2 市選管、県選管の判断が相違した2票

A票

こう 候	ほ 補	しゃ 者	し 氏	めい 名
て ふ み り				

B票

こう 候	ほ 補	しゃ 者	し 氏	めい 名
か た や ま て る み ちん!!				

3 県、市町選管、選挙長（選挙会）、開票管理者の役割

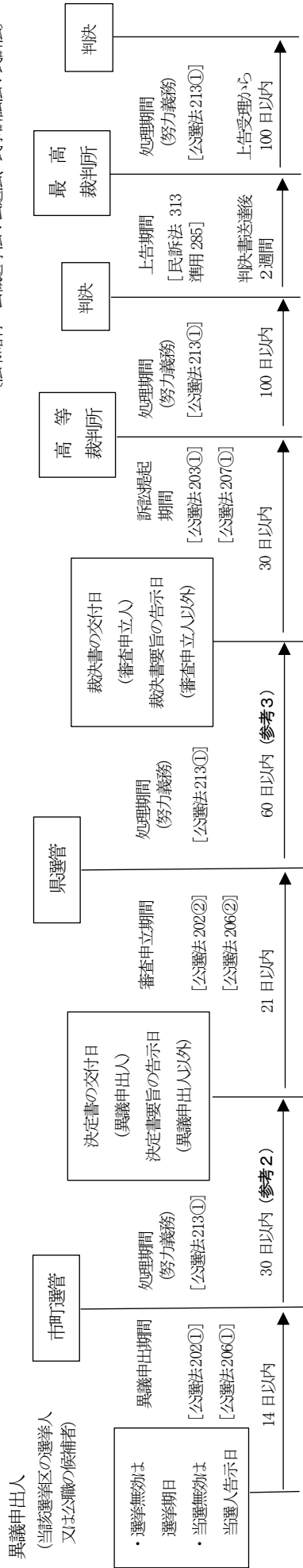
		県選挙管理委員会執行選挙	市町選挙管理委員会執行選挙
県	委員会	・選挙期日等の決定（法 33） ・<u>選挙長の選任（法 75③）</u> ・当選人の告示（法 101②、101 の 3 ②） ・<u>異議申出の処理（法 202①、206①）</u>	・<u>審査申立ての処理（法 202②、206②）</u>
	選挙長（※）	・立候補の届出等の受理（法 86、86 の 4、令 88、89、91） ・選挙会の事務を担当（法 75④） 【選挙会】 ・<u>各候補者の得票総数の計算（法 80、令 84）</u> ・選挙録の作成（法 83）	—
市町	委員会	・投票管理者の選任（法 37②） ・<u>開票管理者の選任（法 61②）</u>	・選挙期日等の決定（法 33） ・<u>選挙長の選任（法 75③）</u> ・投票管理者の選任（法 37②） ・<u>開票管理者の選任（法 61②）</u> ・当選人の告示（法 101 の 3 ②） ・<u>異議申出の処理（法 202①、206①）</u>
	選挙長（※）	—	・立候補の届出等の受理（法 86 の 4、令 89、91） ・選挙会の事務を担当（法 75④） 【選挙会】 ・<u>各候補者の得票総数の計算（法 80、令 84）</u> ・選挙録の作成（法 83）
	開票管理者（※）	・開票に関する事務を担当（法 61⑤） ・<u>投票の点検、効力の決定（法 66②、67）</u> ・開票録の作成（法 70） ・選挙長へ開票結果の報告（法 66③）	・開票に関する事務を担当（法 61⑤） ・<u>投票の点検、効力の決定（法 66②、67）</u> ・開票録の作成（法 70） ・選挙長へ開票結果の報告（法 66③）

※選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことができる（選挙長と開票管理者は兼任可）（法 79①）。

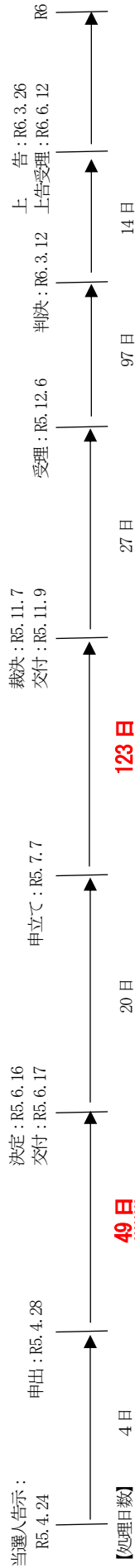
市町執行選挙においては、兼任するケースが多い。

市町選挙の争訟に係る処理フロー

[法令略称 公職選挙法：公選法、民事訴訟法：民訴法]



【R5 小山市議選関係争訟における処理日数】



※公選法213条第1項により、選挙管理委員会及び裁判所には争訟事案を迅速に処理する努力義務が課されている。この期間を経過したからといって直ちに当該決定や判決の効力に影響するものではないが、選挙結果すなわち有権者が選挙によって示した民意を早期に確定するために、特段の事情がない限り順守すべき期間である。

公選法（条項要旨）

- § 202① (選挙の効力に関する異議の申出期間) 当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。
- § 202② (選挙の効力に関する審査の申立て期間) 決定書の交付を受けた日又は決定書の告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。
- § 203① (選挙の効力に関する訴訟の提起期間) 決定書若しくは判決書の交付を受けた日又は告示の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- § 206① (当選の効力に関する異議の申出期間) 当選人の告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。
- § 206② (当選の効力に関する審査の申立て期間) 決定書の交付を受けた日又は決定書の告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。
- § 207① (当選の効力に関する訴訟の提起期間) 決定書若しくは判決書の交付を受けた日又は告示の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。
- § 213① (争訟の処理期間) 異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から30日以内、審査の申立てに対する判決はその申立てを受理した日から60日以内、訴訟の判決は事件を受理した日から100日以内に処理するよう努めなければならない。

(参考1)

(参考2)

○市町における異議申出の処理に係る目安（法定処理期間：30日）

処理日数 (目安)	処理内容等	備考
0	異議の申出	開披調査準備（約2週間） ※申出の時点で準備開始 
1		
2		
3	選挙管理委員会（審理方法等の決定）	
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15	開披調査実施	
16		決定書作成（約2週間） 
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30	選挙管理委員会（決定）	

○県における審査申立ての処理に係る目安（法定処理期間：60日）

処理日数 (目安)	処理内容等			備考
0	審査申立て			開披調査準備（約4週間） ※申出の時点で準備開始
1				
2				
3	選挙管理委員会（審理方法等の決定）			
4	物件の提出依頼		弁明書の提出依頼 (必須)	
5				
6				
7				
8		1週間程度		
9				
10		↓		
11	物件の提出		2週間程度	
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18			↓	
19			弁明書の回答	
20			反論書、意見書の提出 (提出は任意)	
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27			2週間程度	
28				
29	開披調査実施			
30				裁決書作成 (約4週間)
31				

処理日数 (目安)	処理内容等		備考	
32		↓	↓	
33		反論書、意見書の回答		
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60	選挙管理委員会（裁決）			

令和 6 年度 芳賀地区選挙をきれいにする 運 動 推 進 大 会



(栃木県・芳賀郡内 1 市 4 町「ご当地めいすいくん」)

令和 7 年 1 月 3 0 日 (木)

KOBELCO 真岡いちごホール (小ホール)

令和6年度 芳賀地区選挙をきれいにする運動推進大会日程

時 間	内 容 等
13:30～14:00	受 付
14:00	開 会 真岡市選挙管理委員会委員長職務代理者 磯 忠
14:00～14:20	主催者挨拶 真岡市明るい選挙推進協議会会長 橋 本文 雄 芳賀郡市町選挙管理委員会連合会会長 細 川 清 一 栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男
14:20～14:25	来賓挨拶 真岡市長 石 坂 真 一 様
14:25～14:30	宣言決議 真岡市選挙管理委員会委員長 細 川 清 一
14:30～15:35	講 演 『未来を選択する～若者と政治との接点』 講師 読売新聞東京本社 渡 辺 嘉 久 氏
15:35	閉 会 益子町選挙管理委員会委員長 菊 池 隆

趣 旨

「選挙」は民主政治の重要な基盤である。したがって、国民の一人ひとりが「選挙」の重要性を認識し、常に明るくきれいな選挙の実現に努めてこそ、健全な民主主義の発展が望めるものである。

本大会は、明るくきれいな選挙を真に国民の間に浸透させる運動の一環として「金のかからないきれいな選挙」と「投票総参加」の実現のために開催するものである。

主 催

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ・ 真 岡 市 選 挙 管 理 委 員 会 | ・ 真岡市明るい選挙推進協議会 |
| ・ 益 子 町 選 挙 管 理 委 員 会 | ・ 益子町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 茂 木 町 選 挙 管 理 委 員 会 | ・ 茂木町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 市 貝 町 選 挙 管 理 委 員 会 | ・ 市貝町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 芳 賀 町 選 挙 管 理 委 員 会 | ・ 芳賀町明るい選挙推進協議会 |
| ・ 芳賀郡市町選挙管理委員会連合会 | ・ 栃木県明るい選挙推進協議会 |
| ・ 栃 木 県 選 挙 管 理 委 員 会 | |

参 加 者

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ・ 選挙管理委員会委員長、委員 | ・ 各 教 育 団 体 |
| ・ 明るい選挙推進協議会委員 | ・ 各 女 性 団 体 |
| ・ 明 る い 選 挙 推 進 指 導 員 | ・ 農 協 女 性 部 |
| ・ 自 治 会 連 合 会 | ・ 母 子 福 祉 会 |
| ・ 民生委員・児童委員協議会 | ・ 遺 族 会 連 合 会 婦 人 部 |
| ・ 地 域 公 民 館 連 絡 協 議 会 | ・ 青少年クラブ協議会（４Ｈクラブ） |
| ・ シ ニ ア ク ラ ブ | ・ その他明るい選挙推進運動関係者 |

宣 言（案）

民主主義の基盤である選挙が、明るく公正に行われるためには、国民一人ひとりが政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙モラルを身につけることが必要不可欠です。

しかし、実際には依然として後を絶たない選挙違反や投票率の低下傾向など、必ずしも私たちが理想とする選挙が行われているとは言えません。

そこで、私たちは、より一層、政治意識の向上に努め、投票総参加ときれいな選挙を呼びかける「明るい選挙推進運動」に取り組んでいかなければなりません。

私たちは、選挙が国民の自由意志により公正かつ適正に行われるよう政治意識の向上に努め、明るい選挙推進運動を次の三つの目標を掲げて根強い啓発運動を展開します。

- 一 有権者の自覚をもって、必ず投票に参加しよう。
- 一 「贈らない、求めない、受け取らない」の三ない運動を推進しよう。
- 一 選挙のルールを守り、きれいな選挙を実現しよう。

以上、本大会の決議により宣言します。

令和7年1月30日

芳賀地区選挙をきれいにする運動推進大会

『未来を選択する～若者と政治との接点』

講師 読売新聞東京本社 教育ネットワーク事務局 ^{わたなべ}渡辺 ^{よしひさ}嘉久 氏

1987 年に読売新聞東京本社に入社。青森支局、社会部、政治部、世論調査部、編集委員、紙面審査委員会委員長などを経て、現在、教育ネットワーク事務局記者。

改正公職選挙法による 18 歳への選挙権年齢引き下げをきっかけに「若者と政治」の取材を始める。総務省主権者教育アドバイザーを務める。

【略 歴】

- ・ 東京都生まれ
- ・ 早稲田大学政治経済学部経済学科卒
- ・ 読売新聞東京本社入社（1987）
- ・ 現在、教育ネットワーク事務局記者

総務省主権者教育アドバイザーに就任され、全国の選挙管理委員会等から依頼を受け、各地で講演をされています。

令和6年度
都道府県選挙管理委員会連合会
関 東 甲 信 越 静 支 会

第2回総会

令和6年2月18日（火）
オンライン開催（山梨県）

目 次

1 議 決 事 項

議案第1号 都道府県選挙管理委員会連合会理事の選任案について -----	1
議案第2号 関東甲信越静支会 講習会等実施支援事業 実施要綱の 一部改定について -----	2
議案第3号 令和7年度分担金案について -----	2
議案第4号 令和7年度事業計画案について -----	4
議案第5号 令和7年度歳入歳出予算案について -----	5

2 報 告 事 項

○令和6年度事業実施状況について-----	7
○令和6年度決算見込について-----	8
○令和6年度都道府県選挙管理委員会連合会選挙表彰者について-----	9

(参 考 資 料)

- 諸会議の開催経過及び開催予定一覧
- 都道府県選挙管理委員会連合会関東甲信越静支会規約
- 都道府県選挙管理委員会連合会関東甲信越静支会
講習会等実施支援事業 実施要綱

栃議第 303 号

令和 7 年 2 月 18 日

栃木県選挙管理委員会委員長 様

栃木県議会議長 日向野 義幸

栃木県議会議員の欠員について（通知）

このことについて、栃木県議会議員 早川桂子は、令和 7 年 2 月 18 日の令和 6 年度栃木県議会第 405 回通常会議の本会議において、地方自治法第 126 条の規定による辞職の許可を得たことから、議員に欠員が生じることとなったため、公職選挙法第 111 条第 1 項第 3 号の規定により通知します。

議会事務局総務課
総務担当 担当：菊池
電話 028-623-3753